

## 第 1 章 計画の改定にあたって

### 1 改定の主旨と背景

柏市では、これまでの「柏プランー柏市婦人行動計画（平成7月3月策定）」を引き継ぐ形で、平成13年10月「柏市男女共同参画推進計画」を策定し、男女がそれぞれに自立し、多様な生き方を認めあい、個性をいかせる社会一男女が平等に暮らすまち柏一の実現をめざし、数々の施策に取り組んでまいりました。

計画策定から4年余りが経過し、この間、さまざまな社会変化がありました。法制面では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法：平成13年10月施行）・（改正DV法：平成16年12月施行）」や「次世代育成支援対策推進法（平成15年7月施行）」、「改正育児・介護休業法（平成17年4月施行）」等、女性施策関連の整備が進められてきました。

さらに国では、平成17年12月「男女共同参画基本計画(第2次)」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性のチャレンジ支援策、仕事と家庭・地域の両立支援策等、また新たな取り組みを必要とする分野に、防災・災害復興に男女共同参画の視点を取り入れた施策を確立するなど、更なる男女共同参画社会の推進に向けての取組が行われています。

県では、「千葉県男女共同参画計画」の新しい事業計画の見直しや、DVの防止とDV被害者の保護や自立支援などを内容とする各種施策を展開するため、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」の策定が行われています。

柏市では、「柏市インターネット男女共同参画推進センター」の開設やDV問題の対応策として「女性のこころと生き方相談」の開設、男女共同参画に関する意識調査の実施など、具体的な事業の展開を行ってきました。

しかしながら、家庭・職場・地域などでの意識や慣行の中などには、依然として、男女の固定的な役割分担意識が残っており、女性の能力や個性が十分に活かされているとはいえない現状があります。性別にかかわらず個人として尊重され、主体的に生き方を選択でき、その能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されています。

このような現状を踏まえ、推進計画を見直すこととしました。

## 2 改定の基本的な姿勢，経緯

「柏市男女共同参画推進計画」の改定にあたっては，柏市男女共同参画推進審議会の答申を踏まえ，基本理念や基本課題等の骨子はそのままに，計画の前期5年間（平成13年度から17年度まで）の目標に対し，その具体的な施策について改定しました。

改定にあたり，男女共同参画に関する意識調査，計画の進行状況，パブリックコメントでの提案，国の基本計画（第2次）の考え方等を踏まえ，目標及び施策の表現，修正，新規施策の追加を行いました。

## 3 計画の目的

柏市では，「男女共同参画社会基本法・第14条」に則り，「男女共同参画基本計画」及び「千葉県男女共同参画計画」を勘案し，男女がそれぞれに自立し多様な生き方を認め合い，個性を活かせる社会の実現を目指しています。

本計画に沿って，関係各課が事業を遂行していくことを目的としています。

## 4 計画の基本理念

### I 人権が尊重され男女が自立した社会の実現

男女の平等の前提には，男女それぞれが個人として自立することが求められています。男女の別なく，経済的自立，生活的自立及び精神的自立の三つの条件が整ってはじめて対等な個人と個人の間人間関係が生まれると言えます。そのためには，様々な社会的制度の改革をはじめ，教育・学習という面から社会全体の意識改革も大変重要になります。すべての男女が個人として尊重され，社会の対等な構成員として共に責任を担う社会を実現します。

### II 自由な選択と多様な生き方を認めあう社会の実現

社会の中における様々な性別役割分担意識やそれに基づく伝統的な制度，慣習やしきたりが依然として根強く残っています。

そのため，女性の就労や男性の家事・地域活動等の選択をしにくくしているなどの影響もみられます。男性も女性も家庭・職場・地域のあらゆる領域で，一人の人間として主体性を持ち，自由な選択と多様な生き方ができる社会を実現します。

### Ⅲ 男女共同参画で築くまちづくりの実現

今日、地域社会にあっては、少子・高齢化の進展、経済活動の国際化、成熟化さらに家族形態やライフスタイルの多様化等から、市民生活も変化しています。男女が社会の対等な構成員として、あらゆる領域の意思決定過程に参画し、共に責任を担い、より質の高い地域社会を創りだしていくことが必要です。このような状況から、自分たちの住むまちづくりは自らが積極的に参画し、柏市が目指している「安心・希望・支えあい」というまちづくりの理念（「柏市第四次総合計画」）に結びつけていきます。

## 5 計画の性格

- ・男女共同参画社会の実現に向け、「基本課題」を設定し、基本課題ごとの「目標」「施策」「具体的な施策」「担当部署」を示しました。
- ・この計画は、柏市第四次総合計画「第一章 市民と協働—市民とともにあゆむまち」に位置付け、整合性を図り策定したものです。
- ・この計画は、男女共同参画社会を実現するために、全庁的取組及び市民や団体の協力と参画を求めています。

## 6 計画の期間

計画の計画期間は、平成13年度から平成27年度までの15年間です。ただし、目標は、5年ごとに見直すこととします。

## 7 計画の基本課題

### I 人権

- ・女性の人権及び性を尊重する

### II 教育・学習

- ・男女平等意識をつくる

### III 家庭・地域

- ・男女の生活者としての自立をすすめる

### IV 就労

- ・働く場における男女平等と女性の経済的自立を確保する

### V 社会参画

- ・政策・方針決定の場へ男女が平等に参画する

### VI 推進体制

- ・柏市男女共同参画推進計画を積極的にすすめる